

働く皆さまの福利厚生をお手伝いします!

あおぞら 共済



おかげさまで

創立45周年
とかち広域化20周年



※十勝管内の事業所で働く皆さまを対象とした制度です
※働く皆さまの福利厚生の充実を目指して事業所の発展のお手伝いをします
※余暇から生活全般にわたる福利厚生を応援しています
※市町村が応援しているので、会費が有効に還元されます

一般財団法人 とかち勤労者共済センター

<http://www.aozora-kc.or.jp/>

福利厚生事業

原則として、会員及び登録家族がご利用できます。

あおぞら共済は、会員事業所と連携していますので一般料金より安く提供しています。(利用期間、利用限度等があります。)

助成例 ※一部会員本人に限られる事業があります

- 日帰り入浴優待利用
- 宿泊優待利用
- パッケージ旅行補助
- ゴルフ優待利用
- アウトドア優待利用
- 映画・観劇・コンサート等優待利用
- 動物園・美術館・プール等優待利用
- 会員家族親睦パーティ
- ボウリング大会 など



健康診断

- 定期健康診断
- 生活習慣病予防健診
- 胃がん検診
- 大腸がん検診
- 前立腺がん検診(PSA)
- 人間ドック
- 脳ドック
- がんドック
- 大腸ドック
- 心臓ドック
- 乳がん検診 など



カルチャースクール

「道新文化センター帯広教室」
「かちまいアカデミー」
「ヤマハ音楽教室・英語教室」
などの利用助成を実施しています。
お好きな講座を選んでご利用ください。



あおぞら共済では、会員と家族の皆さんが割安な料金でご利用できるように、「一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター)」「セイフティ・ファミリーサービス(全労済)」に加盟しています。各種施設がより安くご利用できます。

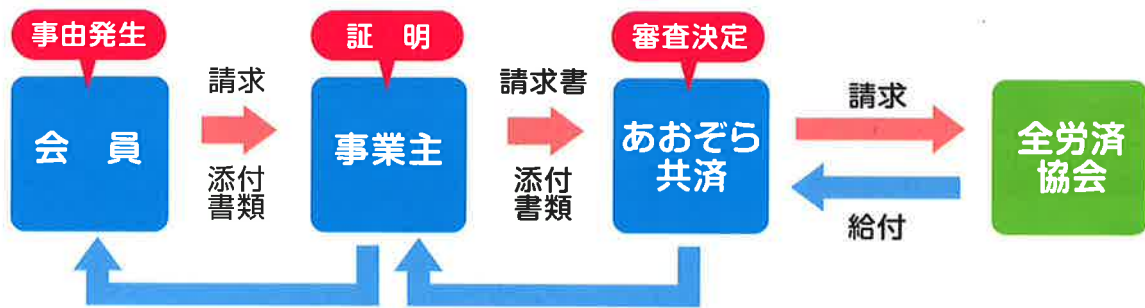


加盟店につきましては
ホームページをご覧ください。

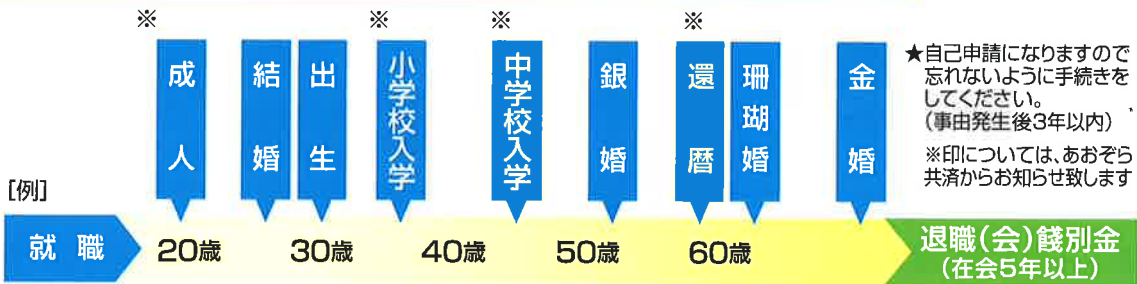
給付金事業

会員本人に関して、成人、結婚、還暦、銀婚、珊瑚婚、金婚、退職(会)饞別金、及び傷病や災害の見舞金を支給します。また、会員や会員の配偶者が出産したとき、会員の子供が小・中学校に入学したとき、会員や会員の家族等が亡くなったときに、給付一覧表の慶弔金を会員に給付(会員本人が亡くなったときは遺族に)します。なお給付要件や金額については、改正されることもあります。年5回発行予定の「あおぞら共済会報」でお知らせしますのでご確認ください。

共済給付金の請求・給付フロー



こんな時、共済給付金をお支払いいたします



上記の他、病気やケガで仕事を休んだ場合や地震・火災などによる住宅火災なども給付の対象となります。

給付一覧

お祝金	結婚祝金	各10,000円
	出生祝金	
	子供の入学祝金(小・中学校)	
	成人祝金	
	銀婚・珊瑚婚・金婚祝金	
	※還暦	
※退職・退会	10,000円 20,000円	
	在会5年以上10年未満	
	在会10年以上	

見舞金	会員が病気やけがで仕事を休んだ場合(14日以上)	10,000円～50,000円
	※会員が重度障害となった場合	
	満71歳未満の場合 満71歳以上の場合	50,000円 25,000円
弔慰金	※会員の住居の火災・自然災害等	
	火災 20%以上の被害 自然災害 20%以上の被害	100,000円～20,000円 30,000円～3,000円
	※会員が亡くなった場合	
弔慰金	満71歳未満の死亡の場合 満71歳以上の死亡の場合	50,000円 25,000円
	※配偶者が亡くなった場合	20,000円
	※子(同一生計で扶養)	10,000円
	※親(義父母含)同居・別居は問いません	5,000円

給付金のうち※印については、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木2-11-17 略称:全労済協会)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険を契約して実施しています。当センターまたは会員が当該保険の被保険者となり、共済金支払の各条件等については、当該保険の普通保険約款および特約条項の規定によります。

詳しくはお気軽にお問い合わせください！

入会のご案内



あおぞら共済は、十勝管内の事業所にお勤めの方の福利厚生を応援しています。
市町村がバックアップしているので安心です。

入会できる方 十勝管内の働く皆さまで、次の方が加入対象となります。

社長(事業主)をはじめ、役員・管理職・従業員・パートタイマーなどの皆さまが加入できます。

- ①事業所で入会
お申込みは事業所単位で入会してください。
- ②親睦会で入会
代表者の了解を得て、事業所の親睦会単位で入会してください。

登録家族 入会時に登録させていただきます。

- 会員の配偶者
- 会員と同居している親(義父母を含みます)
- 会員と同一生計で扶養している子

※同一生計で同居していても、兄弟姉妹、祖父母、孫は対象になりません。
※変更等があれば、届け出が必要です。

入会金と会費

入会金 (初回のみ)

1人に付き **200円**

会費 (月 額)

1人に付き **800円**

0155-23-3171

会費のお支払い

口座振替(帯広信用金庫)により納入していただくか、金融機関からの振込、又はあおぞら共済窓口で納入してください。事業所が会費を負担した場合は、福利厚生費として処理できます。

お問い合わせ

一般財団法人 とかち勤労者共済センター

あおぞら共済

TEL.0155-22-6186
FAX.0155-22-6189

〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3 ソネビル4F

ホームページで最新情報をご覧ください!

[あおぞら共済](#) [検索](#)

<http://www.aozora-kc.or.jp/>

E-mail:tokachi@aozora-kc.or.jp



「ソネビル東館」の駐車券を提示していただければ
30分の「駐車サービス券」を差し上げます。

音更町商工会 0155-42-2246	広尾町商工会 01558-2-3101
士幌町商工会 01564-5-2614	幕別町商工会 0155-54-2703
上士幌町商工会 01564-2-2339	幕別町商工会札内支所 0155-56-2709
鹿追町商工会 0156-66-2107	幕別町商工会忠類支所 01558-8-2141
新得町商工会 0156-64-5324	池田町商工会 015-572-2135
清水町商工会 0156-62-2208	豊頃町商工会 015-574-2206
芽室町商工会 0155-62-2339	浦幌町商工会 015-576-2186
中札内村商工会 0155-67-2204	本別町商工会 0156-22-2529
更別村商工会 0155-52-2010	足寄町商工会 0156-25-2236
大樹町商工会 01558-6-2126	陸別町商工会 0156-27-3161

帯広市商工観光部工業労政課 0155-24-4111	大樹町企画商工課 01558-6-2111
音更町商工観光課 0155-42-2111	広尾町水産商工観光課 01558-2-2111
士幌町産業振興課 01564-5-5213	幕別町商工観光課 0155-54-6606
上士幌町町民課 01564-2-2111	池田町産業振興課 015-572-3218
鹿追町商工観光課 0156-66-2311	豊頃町企画課 015-574-2216
新得町産業課 0156-64-0522	浦幌町産業課 015-576-2111
清水町商工観光課 0156-62-2111	本別町企画振興課 0156-22-2141
芽室町商工観光課 0155-62-9736	足寄町経済課 0156-25-2141
中札内村産業課 0155-67-2311	陸別町産業振興課 0156-27-2141
更別村産業課 0155-52-2211	十勝総合振興局経済部商工労働観光課 0155-26-9005

〈会員募集中〉入会随時お受け致します! 福利厚生の充実にご利用ください。